

議案第30号

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)
- ・大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例
(昭和49年条例第65号)
- ・大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(令和元年条例第21号)

2 改正の趣旨

近年の共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化を背景とする、就学前教育・保育に対する市民ニーズに対応するため、保育士と幼稚園教諭の柔軟な配置を可能とする「教育保育職」の創設に伴い、給与体系を見直すとともに関係条例の改正を行う。

3 改正内容

(1) 給料表

【現行】

教育職給料表 (1)	幼稚園教諭
	幼稚園任期付講師
	小中学校任期付講師

教育職給料表 (2)	指導主事(県割愛)
	指導主事(幼稚園教諭)

【改正後】

行政職給料表	幼稚園教諭
	幼稚園任期付講師
	指導主事(幼稚園教諭)

教育職給料表	指導主事(県割愛)
	小中学校任期付講師

※改正後の幼稚園任期付講師については、行政職給料表1級21号給から2級60号給までとする。

※現行の給料表で適用されていた備考加算(3級・4級)については、行政職給料表には適用しない。

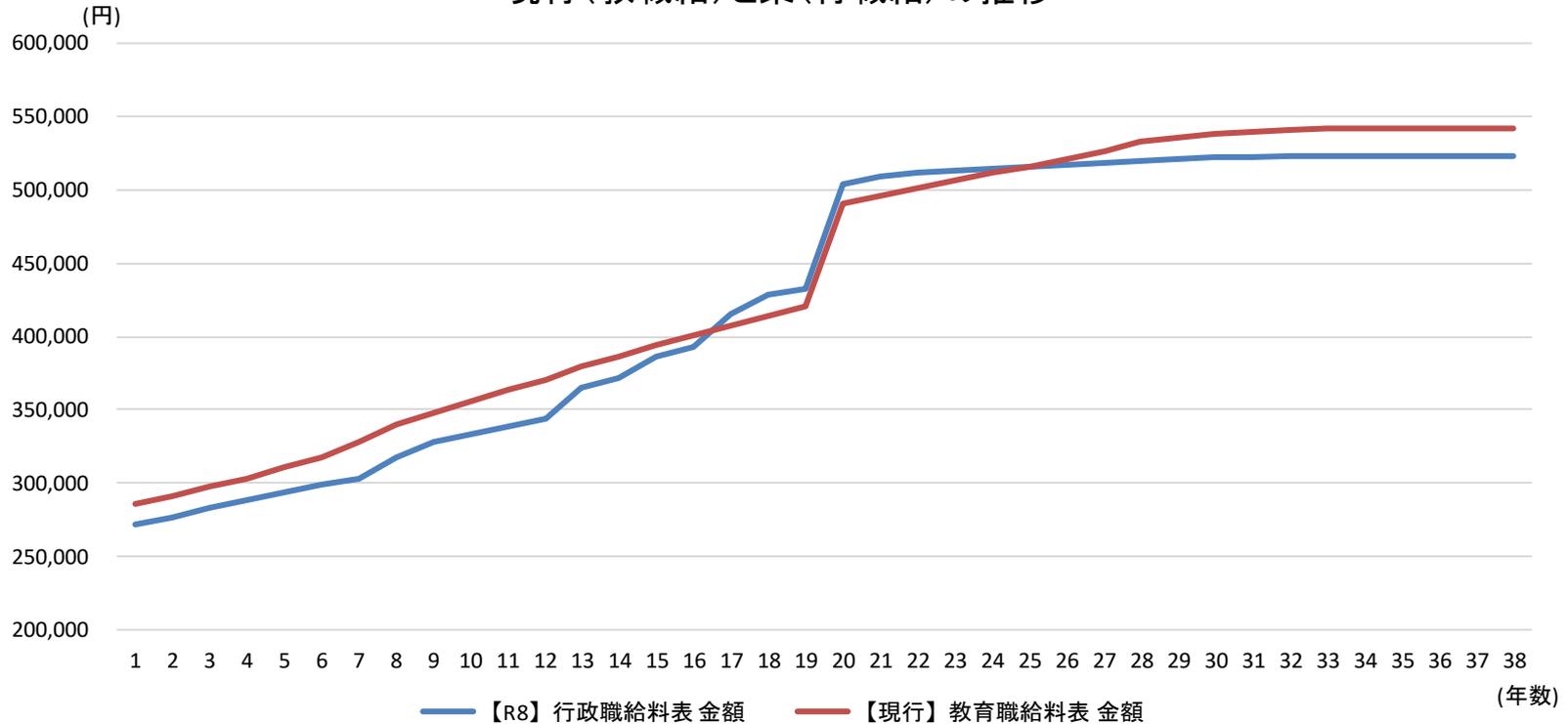
※現行で教職調整額(4%・5%)の支給を受けている職員は、改正後も継続する。

総務常任委員会資料 (議案第30号)

(参考)新旧比較の一例(月例給)

月額給与(給料、教職調整額、地域手当、管理職手当の計)
※教育職給料表のみ義務教育等教員特別手当含む

現行(教職給)と案(行職給)の推移



大卒 ※17年目(保育主任)、20年目(園長)とした場合

総務常任委員会資料 (議案第30号)

(参考)新旧比較の一例(月例給)

【5年目】(主事)

現	(教)2-25	310,330円
新	(行)2-44	293,941円

【15年目】(主査)

現	(教)2-66	394,059円
新	(行)4-24	386,043円

【25年目】(園長)

現	(教)3-46	516,130円
新	(行)6-48	516,256円

月額給与(給料、教職調整額、地域手当、管理職手当の計)
※教育職給料表のみ義務教育等教員特別手当含む

【10年目】(主任)

現	(教)2-46	355,882円
新	(行)3-20	333,478円

【18年目】(保育主任)

現	(教)2-78	413,628円
新	(行)5-32	428,388円

【30年目】(園長)

現	(教)3-67	537,806円
新	(行)6-68	521,764円

(2) 手当

幼稚園教諭及び幼稚園任期付講師の義務教育等教員特別手当の廃止

4 その他

幼稚園教諭について、給料表の切替により令和8年4月1日の給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しない場合は、当分の間、現給保障を行う。

5 施行日

令和8年4月1日